

2-3 家族のこと

(1) 結婚・離婚

○結婚するとき

外国籍の人が日本人と結婚する場合、国籍や年齢によって必要とするものが異なります。また、届出された日に受理できない場合がありますので、事前に市民課へお問合わせください。

必要なもの (一般的なものです)	
①	婚姻届・・・市民課・庄内出張所・新千里出張所で配布しています。 ※市のホームページからダウンロードすることもできます。
②	証人・・・①に、成人2人に証人として署名してもらう必要があります。
③	本国の権限ある官憲が発行した婚姻能力を証明する書面 ・・・自国の大使館又は領事館で取得します。国によって様式はさまざまです。 ※書面を取得できない場合は、事前にお問合わせください。
④	訳文の添付・・・③が日本語以外で作成されている場合は、日本語の訳文が必要です。 ※訳文には翻訳者を明記してください。
⑤	ざいりゅうカードなど
⑥	パスポートまたは本国の権限ある官憲が発行した国籍を証明する書類と日本語の訳文 ※訳文には翻訳者を明記してください。

※外国籍の人同士が結婚する場合は自国の大使館または領事館に問合わせ、手続きしてください。

○離婚するとき

夫婦が互いに離婚に同意したら、市役所に届けを出します。成人2人に証人として、離婚届に署名してもらう必要があります。夫婦の国籍によって受け付けられない場合があります。また、日本で届出をしても自国では有効でない場合があります。事前にご相談ください。

また、日本の離婚制度では、知らない間に離婚されてしまう場合もあります。それを防止するために、市役所で「離婚届不受理申出書」を提出することができます。

詳しくは「協議離婚問題研究会(リコン・アラート)」(代表事務所:とよなか国際交流協会)のホームページを確認してください。



○問い合わせ

電話: 06-6858-2203 (市民課)

06-6334-3531 (庄内出張所)

06-6872-0573 (新千里出張所)

かぞく しぼう
(2) 家族が死亡したとき

ひつよう てつづ
○必要な手続き

てつづ 手続き	とどけできかん 届出期間	ひつよう 必要なもの	とどけできき といあわ さき 届出先 (問合せ先)
しぼうとどけ 死亡届	7日以内	<ul style="list-style-type: none"> しぼうとどけ ・死亡届 しぼうしんだんしよ ・死亡診断書 	し みん か 市民課 06-6858-2203 しょうないしゅつちやうじよ 庄内出張所 06-6334-3531 しんせんりしゅつちやうじよ 新千里出張所 06-6872-0573
ざいりゆうか ーど 在留カードな どの返却	14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ざいりゆうか ーど ・在留カードなど ※最寄りの地方出入国在留 かんりきよく へんのう つぎ じむ 管理局に返納、または次の事務 所に郵送。 〒135-0064 東京都江東区青海2- 7-11 東京港湾合同庁舎 9階 とうきやうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく 東京出入国在留管理局 おだいば分室 	おおさかしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく 大阪出入国在留管理局 がいこくじんざいりゆうそうごう いんふおめー 外国人在留総合インフォメー ションセンター (P16参照)
けんこうほけん 健康保険から だつたい 脱退		<ul style="list-style-type: none"> こくみんけんこうほけんかにゆうしや しぼう 国民健康保険加入者が死亡 しぼうしんだんしよまた まいか そうきよかしやう ・死亡診断書又は埋火葬許可証 	ほけんそうだんか 保険相談課 06-6858-2301
		<ul style="list-style-type: none"> しやかいほけん かにゆうしや しぼう 社会保険の加入者が死亡 かにゆう けんこうほけん かくにん ※加入する健康保険に確認 	かにゆう けんこうほけんかいしや 加入する健康保険会社
そうさいひ しんせい 葬祭費の申請	2年以内	<ul style="list-style-type: none"> こくみんけんこうほけんかにゆうしや しぼう 国民健康保険加入者が死亡 ・葬儀代の領収書 (宛名が フルネームのもの) ・振込口座のわかるもの こうきこうれいしやいりょうせいどかにゆうしや 後期高齢者医療制度加入者が 死亡 ・葬儀代の領収書 (宛名がフル ネームのもの) ・振込口座のわかるもの 	ほけんきゆうふか 保険給付課 06-6858-2295